



未来に伝えよう 文化財

～文化財行政のあらまし～

文化庁

文化財とは何か

「文化財」の種類

文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。

社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、そのほか芸能や工芸技術のような「技（わざ）」、伝統的行事や祭り、あるいは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並みなども文化財に含まれます。

文化財保護法では、これらの文化財を、次のように分類しています。

■**有形文化財** 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書などで歴史上又は芸術上価値の高いものや、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料を有形文化財と呼びます。

このうち、「建造物」以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

■**無形文化財** 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを無形文化財と呼んでいます。「わざ」を体得した個人又は団体によって体現されるものです。

■**民俗文化財** 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術やこれらに用いられる衣服、器具、家屋などで生活の推移の理解のため欠くことのできないものを民俗文化財と呼んでいます。

■**記念物** 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で歴史上又は学術上価値の高いものや、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で芸術上又は観賞上価値が高いもの、

さらには、動物、植物、地質、動物で学術上価値が高いものを記念物と呼んでいます。

■**文化的景観** 地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活や生業の理解のため欠くことのできないものを文化的景観と呼んでいます。

■**伝統的建造物群** 周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群で価値の高いものを、伝統的建造物群と呼んでいます。

これらの文化財のうち、重要なものを重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等として国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。

また、重要文化財のうち特に価値の高いものを国宝に、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定しています。

そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的な技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。

国指定等文化財の件数

平成31年1月1日現在

指定 国宝・重要文化財		国宝	重要文化財
美術工芸品	絵画	161件	2,026件
	彫刻	136件	2,711件
	工芸品	253件	2,464件
	書跡・典籍	228件	1,913件
	古文書	62件	768件
	考古資料	47件	640件
	歴史資料	3件	213件
	計	890件	10,735件
建造物	289棟 226件	5,033棟 2,497件	
合計	1,116件	13,232件	

注 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む

指定 史跡名勝天然記念物			
特別史跡	62件	史跡	1,814件
特別名勝	36件	名勝	414件
特別天然記念物	75件	天然記念物	1,028件
計	173 (163) 件	計	3,256 (3,142) 件

注 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、()内は実指定件数を示す

登録 登録記念物	107件
選択 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	91件
選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	635件

指定 重要無形文化財	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸能	36件	51人 (51)	14件	14団体
工芸技術	39件	59人 (58)	16件	16団体
合計	75件	110人 (109)	30件	30団体

注 保持者には重複認定があり、()内は実人員数を示す

指定 重要有形民俗文化財	220件
--------------	------

指定 重要無形民俗文化財	309件
--------------	------

選定 重要文化的景観	63件
------------	-----

選定 重要伝統的建造物群保存地区	118地区
------------------	-------

選定 選定保存技術			
保持者		保存団体	
48件	57人	37件	39団体 (34団体)

注 保存団体には重複認定があり、()内は実団体数を示す

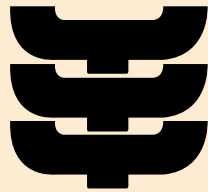
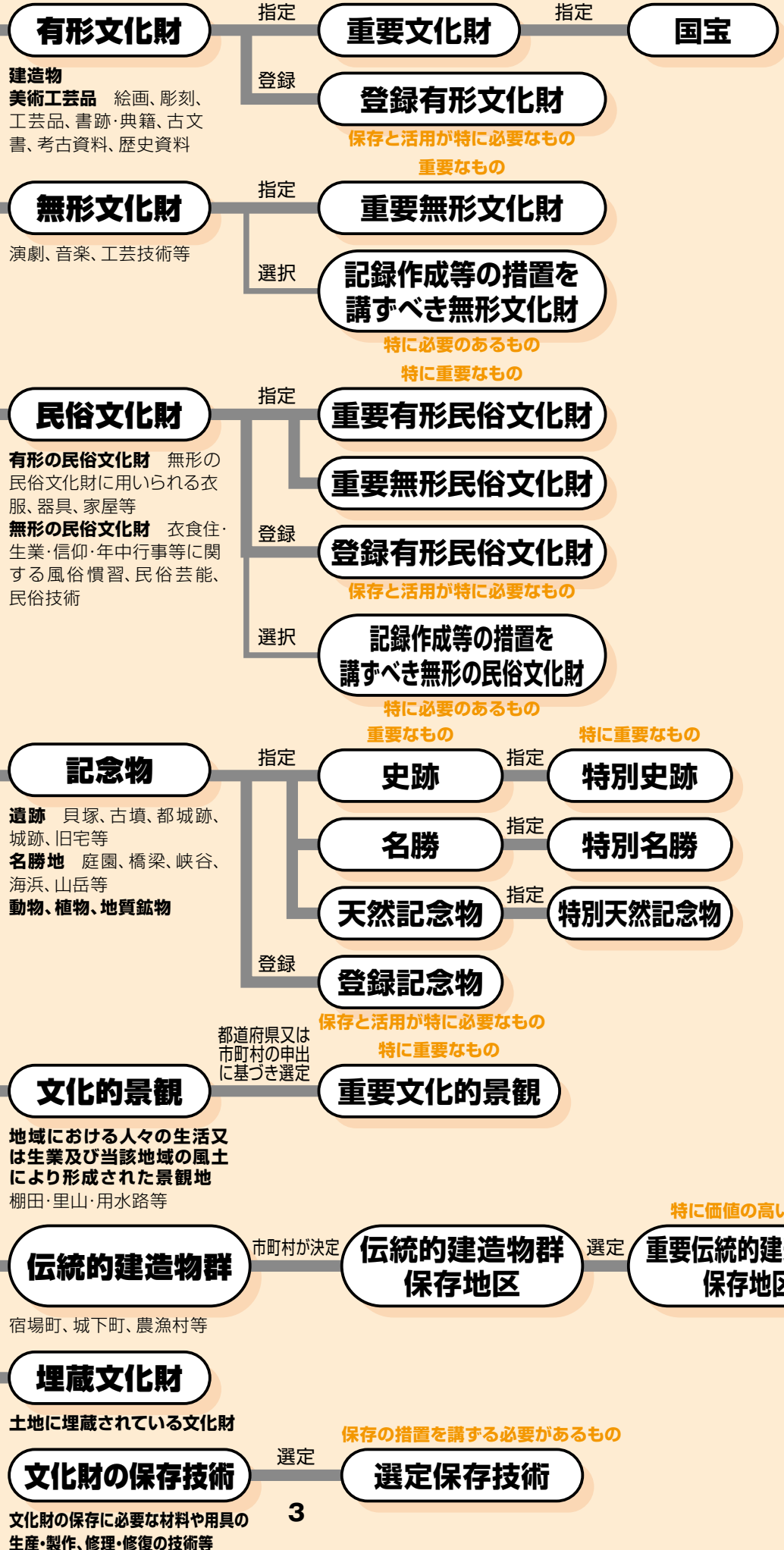
登録 登録有形文化財 (建造物)	11,943件
------------------	---------

登録 登録有形文化財 (美術工芸品)	14件
--------------------	-----

登録 登録有形民俗文化財	44件
--------------	-----

文化財の体系図

文化財



文化財愛護シンボルマーク
日本建築の重要な要素である斗拱(ときょう:組物)をイメージしたもので、3つ重ねることにより、文化財を過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を表現したものです。

護法の変遷

制度の拡充が随時行われてきました。

文化財保護法は、昭和24年の法隆寺金堂壁面の焼損を契機に、日本最初の文化財保護のための統括的法律として制定されました。従来の「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」、「史蹟名勝天然紀念物保存法」等を統合するとともに、その制度の拡充が図られました。これまで、社会の変化に伴って随時改正が行われており、文化財保護法は、昨今の社会情勢から、年々その重要性が増してきています。

明治4年 太政官布告・古器旧物保存方

明治30年 古社寺保存法

大正8年 史蹟名勝天然紀念物保存法

昭和4年 国宝保存法

昭和8年 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

昭和25年

文化財保護法の制定

文化財保護委員会の設置

国の指定制度の改正
(国宝・重要文化財の2段階区分)等

無形文化財及び埋蔵文化財の保護制度の創設

重要文化財及び史蹟名勝天然紀念物のうち特に重要なものを国宝及び特別史蹟、特別名勝、特別天然紀念物に指定
無形の文化的所産及び埋蔵文化財が保護対象になる

昭和29年改正

無形文化財に関する保護制度の充実

重要無形文化財の指定制度の創設及び無形文化財の選択制度の創設

埋蔵文化財に関する保護制度の充実

有形文化財の種類から独立させ、埋蔵文化財包蔵地発掘の事前届出制等の実施

民俗資料に関する保護制度の充実

有形文化財の種類から独立させ、重要民俗資料の指定制度及び無形の民俗資料の選択制度の創設

昭和43年改正

文化庁の発足

文化財保護審議会の設置

昭和50年改正

国の文化財の保護のしくみと取組

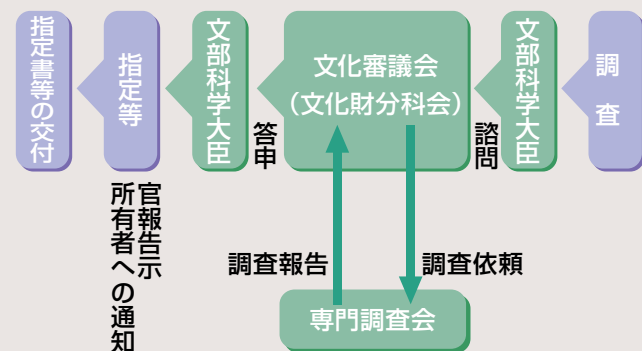
指定等

指定・登録は、文部科学大臣が、その答申を受けて行われ

「文化財」はこのようにして保存・活用されています。

文化財保護法に基づいて分類された文化財は、その分野に最も適した方法で守られています。

文化財の指定・選定・登録を受けるまで



国宝 専修寺如来堂・御影堂 (三重県津市)
(写真提供: 専修寺)

文化財保護

埋蔵文化財に関する制度の整備

民俗文化財の保護制度の充実

伝統的建造物群保存地区制度の創設

文化財の保存技術の保護制度の創設

平成8年改正

文化財登録制度の創設

平成11年改正

都道府県・指定都市等
への権限委譲等

文化審議会への改革

平成16年改正

文化的景観の保護制度の創設

民俗文化財の保護範囲の拡大

文化財登録制度の拡充

平成30年改正

文化財の保存・活用のための
計画制度の創設

多様な担い手の参画に向けた
体制整備

国の機関等による遺跡発見の場合の特例制度の創設や工事中の遺跡発見の場合の保護制度の整備等

民俗資料を民俗文化財に改め、重要民俗資料を重要有形民俗文化財とするともに重要無形民俗文化財の指定制度を創設

伝統的建造物群及びこれと一体を成してその価値を形成している環境を保存するための制度の創設
選定保存技術の選定制度の創設

建造物のうち、国・地方公共団体の指定以外の文化財の保存等のための登録制度の創設

重要文化的景観の選定制度の創設

民俗文化財を保護対象化

建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも登録制度を拡充

文化財の保存と活用にかかる都道府県の大綱、市町村の地域計画の認定制度創出
保存活用計画の認定制度創出
文化財保存活用支援団体の指定制度の創出
管理責任者制度の選任要件緩和

文化財保護行政の
首長部局への移管可能

活用

- 所有者、市町村への文化財公開の指示、命令・勧告、補助
- 博物館・劇場等の公開施設、文化財研究所の設置と運営



葦山反射炉（静岡県伊豆の国市）



国宝 木造千手観音立像（蓮華王院本堂安置）
（宗教法人 妙法院）

保存

- 所有者、市町村への管理・修理の指導、補助
- 文化財である土地・建物の公有化に対する市町村への補助
- 現状変更等の規制、輸出制限
- 課税上の特例措置の設定
- 必要な記録作成とその周知
- 環境保全

指

文化財の指定・選定
文化審議会に諮問し
ます。

・活用の例

重要文化財（建造物）

旧前田家本邸洋館

文化財建造物の活用においては建物を鑑賞するだけではなく、観光や地域活動の拠点としての積極的な活用が望まれています。文化財としての価値を活かしつつ活用を進めるために、保存活用計画を策定して公開活用の方針を定め、整備を行う取り組みが増えてきています。

旧前田家本邸は、東京都目黒区の駒場公園内にあります。旧加賀藩主前田家16代当主が東京の居室として建設した洋館・和館からなる住宅建築で、平成25年に昭和初期の貴顕の生活像が表現された建物として高い価値が認められ、重要文化財に指定されました。

このうち英国風の重厚な意匠をもつ洋館は、平成14年まで東京都近代文学博物館として利用されていましたが、閉館後も建物は一般に公開されていましたが、より積極的に建物を活用できるように平成27年に保存活用計画を策定し、公開活用のための整備を行いました。工事は平成28年から実施された保存修理・耐震対策工事と並行して行われ、平成30年10月に竣工しました。展示の充実や内装の整備により、前田家の歴史を体感できる施設となりました。さらに、イベントの場として活用できるよう会議室やパントリーも整備されました。今後、様々な催しなどを通じて、人々により親しまれ、活用されることが期待されます。



旧前田家本邸洋館 (写真提供:東京都)

史跡・天然記念物

屋島

史跡等では、文化財の価値を確実に維持した上で、その歴史・文化・自然に対する理解を深めることが現場でできるように、さまざまな手法によって整備・活用を図っています。

屋島は、香川県高松市街地の東北方にある半島の南北に長い溶岩台地で、その姿が屋根を連想させることから屋島と呼ばれました。屋島城は、日本書紀にも記述される古代山城の一つであり、また、讃岐岩質安山岩からなる溶岩台地が侵食に耐えて残った地形で、日本海の形成に関係して生じた火成活動の痕跡として貴重であるため、昭和九年に国の史跡及び天然記念物に指定されました。

整備においては、城門遺構や城壁などが良好に残り、城跡を象徴する場所である城門地区の遺構の保存と活用を目的として行っています。整備方法は、調査成果による往時の工法での修復方法を検討し、一部補強を行いながら城門や城壁の修理・復元を実施しました。また、現地に復元できなかった城門をCGで製作し、ARやVR技術を用いて、現地で往時の景観を体感できることを目指して整備を行いました。このような整備は、新たな整備事例として多くの史跡等で採用されると考えられます。さらにまちづくりの一端を担っており、今後のさらなる発展が期待できます。



石積み作業



復元石積みと門のCG

重要有形民俗文化財

岸見の石風呂

山口県山口市徳地字岸見に位置する「岸見の石風呂」は、鎌倉時代に重源上人が創設したと伝えられるもので、石積みの石室の中で柴木を燃やして石を熱し、灰を掻き出して濡れむしろを敷いて熱気浴をするものです。本石風呂では、毎年七月上旬に重源上人の命日を石風呂開山忌として石風呂を焚き、また、入浴の前に控えの和室に祀られた重源上人の像にお参りする、という風習が残っています。

現在は山口市の施設となっており、地元の岸見石風呂保存会に維持管理をお願いしています。これまで、同保存会が事前の予約を受けて不定期に焚くのみでしたが、焚くことが維持管理にも有効であると考え、定期的な風呂焚きを実施することとしました。平成三十年九月から、毎月一回焚くよう保存会に委託し、体験会としてHP等で周知を図っています。

現在は試行段階ですが、毎回十数名の参加者があり、徐々に県外を含め他地域からの参加者も増えているので、このまま定着、発展することを期待しています。今後、必要なメンテナンスデータの収集なども行いながら、安全かつ継続的な活用を図り、文化財保護意識の向上につなげていきたいと考えます。



重要有形民俗文化財 岸見の石風呂

文化財の保存

重要文化財（美術工芸品）

購入文化財展 新指定展

文化庁では、国宝・重要文化財等の貴重な文化財の鑑賞機会の充実を図るため、各種展覧会への出品を行っています。

毎年、各地の博物館等において、文化庁が近年購入した美術工芸品を展覧する「新たな国民のたから」展を開催しており、平成30年度は徳島市立徳島城博物館において実施しています。

また、新たに国宝・重要文化財に指定される美術工芸品を展覧する「新指定 国宝・重要文化財」展についても、毎年、東京国立博物館において開催しています。

文化庁では、今後も貴重な文化財を国内外の展覧会で積極的に公開していく予定です。



購入文化財展「新たな国民のたから」会場風景



購入文化財展「新たな国民のたから」ギャラリートーク
(会場：徳島市立徳島城博物館)

重要無形文化財（芸能）

組踊特別鑑賞会

文化庁では、能楽や人形浄瑠璃文楽、歌舞伎など重要無形文化財に指定された伝統芸能について、実演家団体等の実施する伝承者養成事業等に補助を行っています。また、伝統芸能は観客があつてこそ将来への確実な継承が図られることから、伝統芸能の鑑賞機会を充実させ、その魅力を多くの人々に伝えることを目的とする公開事業に対しても支援をしています。

重要無形文化財「組踊」は、沖縄県に伝わる歌舞劇です。琉球王国時代の音楽や舞踊、工芸技術等の集大成ともいえ、芸術上・芸能史上重要な価値を有する伝統芸能ですが、沖縄県外ではほとんど知られていない状況がありました。そこで、平成7年度から保持者の団体である伝統組踊保存会と沖縄県教育委員会は、毎年、沖縄県外の6地域で組踊を公開する組踊特別鑑賞会を実施しています。工夫のこらされた解説とともに組踊を鑑賞できる貴重な機会となっています。



(写真提供：一般社団法人伝統組踊保存会)

重要無形文化財（工芸技術）

「日本のわざと美」展

文化庁では、重要無形文化財の「わざ」と文化財を支える技術の公開事業として、毎年「日本のわざと美」展―重要無形文化財とそれを支える人々―を開催しています。

この展覧会は、重要無形文化財に指定された陶芸、染織、漆芸等の伝統的な工芸技術と、それらの工芸技術の表現に欠くことのできない用具や材料の製作・生産等のうち、特に選定された文化財の保存技術を広く公開することによって、文化財保護について国民の理解を得ることを目的としています。

文化庁がこれまでに収蔵してきた重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）と同保持団体の代表的作品や関係資料等の展示とあわせ、文化庁の企画・製作による工芸技術記録映画の上映等も行っています。



「日本のわざと美」展 (会場：福島県立博物館)

文化財情報の発信

文化遺産オンライン

「文化遺産オンライン」は、多くの美術館・博物館や地方自治体等の協力を得て、指定・未指定を問わず文化遺産の検索・閲覧ができるサイトです。多様な文化遺産に関する情報の集約化を進め、我が国の文化遺産の総覧を目指しています。

文化遺産オンラインには、文化遺産の写真を見ることが出来る「ギャラリー」と、全ての文化遺産の情報を検索できる「文化遺産データベース」があります。「ギャラリー」では、文化遺産を時代や分野ごとに閲覧できるほか、連想検索で特定の文化遺産と関連がある文化遺産を調べたり、地図を使った検索・表示を行ったりすることができます。また「文化遺産データベース」では、文化遺産の所蔵館による検索や解説文も含めた全文検索も行うことができます。その他にも、美術館・博物館についての情報や、お知らせ・イベント情報、「世界遺産と無形文化遺産」、「動画で見る無形の文化財」などの特集コンテンツも掲載しています。



文化遺産オンライン(トップページ画像)
<http://bunka.nii.ac.jp/>

文化財保護の普及や啓発活動

文化財保護強調週間

(毎年11月1日～7日)

毎年11月1日から7日までの1週間は、文化財保護強調週間です。この期間中には、国民が文化財に親しむことを目的として、文化財所有者や都道府県及び市町村の教育委員会の協力のもと、歴史的建造物や美術工芸品の特別公開、文化財ウォーク、伝統芸能発表会などの様々な行事が全国各地で開催されます。

また、平成22年に文化財保護法施行60周年を記念し、文化財保護強調週間がより国民に身近となるよう公募によりロゴマークを作成しました。



文化財保護強調週間
Cultural Properties Protection Week
文化財保護強調週間のロゴマーク



火おこしに挑戦!

(東京都西東京市)
(写真提供: 西東京市教育委員会)

文化財防火デー

(毎年1月26日)

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日(昭和24年)に当たるので、その日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災、その他災害から守るため、文化庁、消防庁、都道府県・市町村教育委員会、消防署、文化財所有者、地域の住民等が連携・協力して、毎年全国各地で文化財防火運動を展開しています。

平成30年1月26日の第64回文化財防火デーでは、広島県尾道市の浄土寺で、文化庁長官と消防庁次長が出席する中、尾道市消防局、尾道市消防団、浄土寺自衛消防隊などが参加し、大規模な訓練が行われました。



第64回文化財防火デー防火訓練

(浄土寺)

地方公共団体の文化財保護の取組

文化財保護条例の制定

国と同様に地方公共団体でも、より身近な地域の文化財を保護するために、文化財保護法に基づき文化財保護条例を制定し、地域内の文化財を指定等してしまふ。そして、これら文化財の管理・修理公開等に要する経費について補助を行い、地域の文化財の保存と活用を図っています。

また、都道府県教育委員会には文化財保護指導委員が置かれ、文化財の巡視や文化財所有者等に対する文化財保護に関する指導・助言等を行ってまふ。



青森県指定文化財五戸町消防団第一分団屯所
(写真提供：青森県教育委員会)

埋蔵文化財の保存と活用

全国各地にはかけがえのない地域の歴史を伝える埋蔵文化財が豊富に残っています。各都道府県・市町村には、開発事業と保存調整、発掘調査の実施、遺跡の保存と活用等のために、約6000人の専門職員が配置されています。

各地方公共団体では、保存された遺跡の整備、発掘調査で出土した土器等の公開、明らかにした地域の歴史や文化の普及等をおおして、埋蔵文化財を活かした地域づくり・ひとづくりにも取り組んでいます。



史跡五斗長垣内遺跡での活用イベント(鍛冶実験)
(写真提供：淡路市教育委員会)

伝統的建造物群保存地区の保存と活用

昭和50年、地域の歴史や文化を伝える集落や町並みを保存するため、伝統的建造物群保存地区制度が創設されました。この制度は、市町村が保存地区や保存計画を定めます。

国により重要伝統的建造物群保存地区に選定されると、市町村が主体となつて行う整備事業等について、国や都道府県の技術的・財政的支援を受けることができ、市町村により個性豊かな歴史的集落・町並みの保存が進められています。



鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区
(写真提供：佐賀県鹿島市、撮影：田村収)

文化財の総合的な保存・活用とまちづくり

文化庁は、地域の文化財の保存・活用のアクションプランである「文化財保存活用地域計画」等の策定支援、並びに同構想に基づき実施される文化財を中核とする観光拠点づくりへの支援を行っています。

また、国土交通省、農林水産省と連携して「歴史的風致維持向上計画」の認定を行っており、計画が認定された地域は、歴史的風致をいかしたまちづくりに関する重点的な支援を受けることができます。



朝来市における歴史文化基本構想研究会フィールドワークの様子

文化的景観の保存と活用

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地である文化的景観を保存するために、都道府県・市町村が調査を行い、保存計画を策定します。

国により重要文化的景観に選定されると、地方公共団体が主体となつて行う整備事業等について、国の技術的・財政的支援を受けることができ、地方公共団体により地域の生活・生業に根ざした景観を護り、次世代へ受け継ぐ取組が進められています。



伊庭内湖の農村景観(写真提供：東近江市教育委員会)

文化財総合活用推進事業

近年、日本各地の「たから」である多様で豊かな文化遺産について、適切な保存・継承の必要性とともに地域活性化に資する役割が再認識され、その積極的な活用が期待されています。

「文化財総合活用推進事業」では、地方公共団体が策定する計画に基づき、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組に対して支援を行い、文化振興とともに地域活性化を推進しています。



延岡市郷土芸能大会で披露される「權伝馬踊り」
(写真提供：延岡市教育委員会)

世界の文化財へ

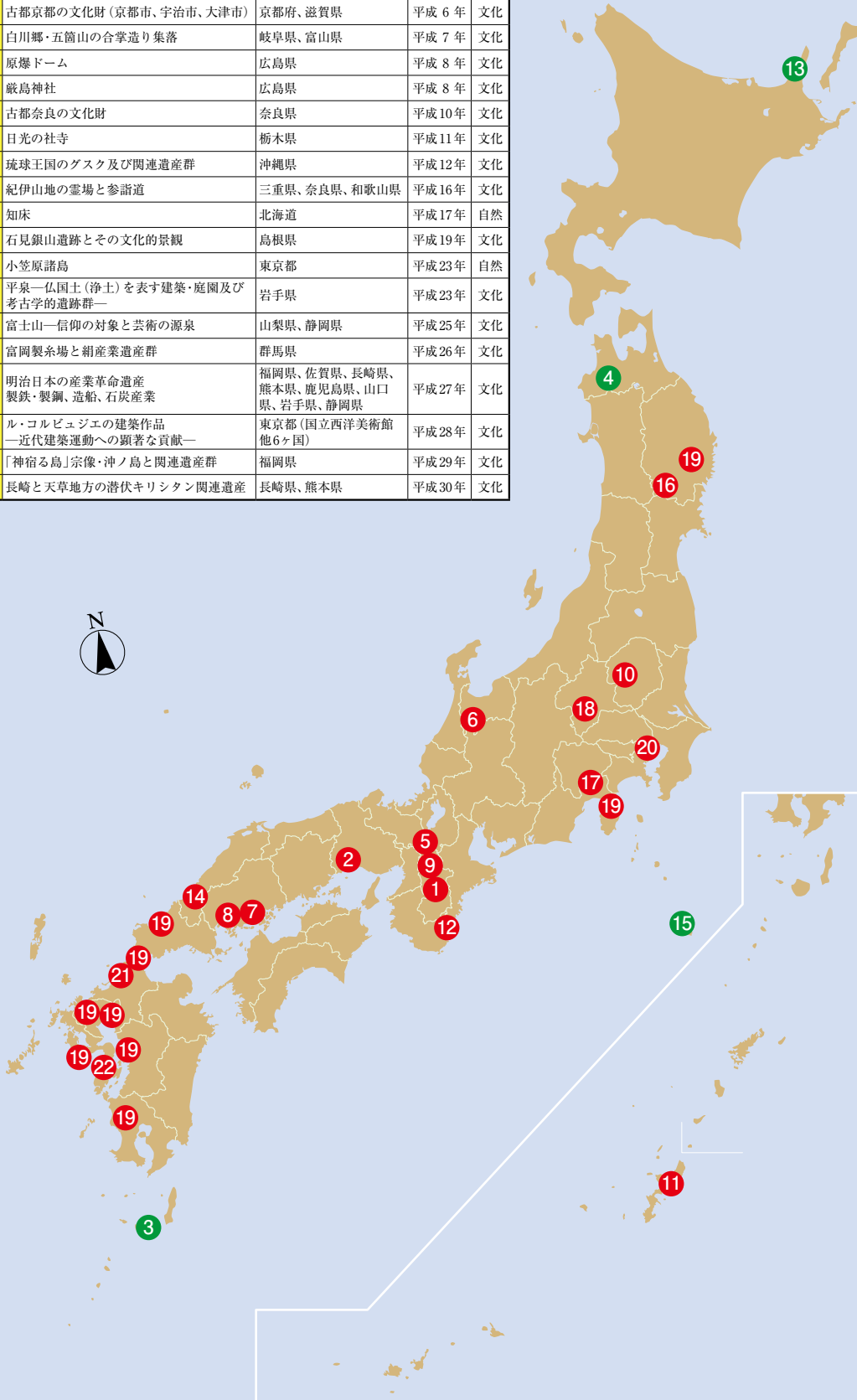
	記載物件名	所在地	記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
2	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
4	白神山	青森県、秋田県	平成5年	自然
5	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	平成6年	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	平成7年	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
8	厳島神社	広島県	平成8年	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	平成16年	文化
13	知床	北海道	平成17年	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	鳥根県	平成19年	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
16	平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年	文化
17	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成25年	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、鹿児島県、山口 県、岩手県、静岡県	平成27年	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 —近代建築運動への顕著な貢献—	東京都(国立西洋美術館 他6ヶ国)	平成28年	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	平成30年	文化

世界遺産

人類の貴重な遺産の継承をめざして

昭和47年、パリのユネスコ総会で「世界遺産条約」が採択されました。これは、顕著な普遍的価値を有する文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷や破壊等の脅威から保護するため、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とするものです。

現在、1092件が世界遺産一覧表に記載されており、我が国からは、18件の文化遺産、4件の自然遺産が記載されています(平成30年8月現在)。



日本の文化財を



富士山—信仰の対象と芸術の源泉
(写真提供: 富士市)



古都奈良の文化財
(写真提供: 奈良県教育委員会)



法隆寺地域の仏教建造物 (写真提供: 法隆寺)



富岡製糸場と絹産業遺産群
(写真提供: 群馬県)



日光の社寺 (写真提供: 日光東照宮)



姫路城 (写真提供: 姫路市)



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 (写真提供: 「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会事務局)



琉球王国のグスク及び関連遺産群
(写真提供: 沖縄県教育委員会)



古都京都の文化財
(写真提供: 京都市元離宮二条城事務所)



ル・コルビュジェの建築作品
—近代建築運動への顕著な貢献—
(写真提供: 国立西洋美術館)



紀伊山地の霊場と参詣道
(写真提供: 和歌山県教育委員会)



白川郷・五箇山の合掌造り集落
(写真提供: 白川村教育委員会)



「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
(写真提供: 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会)



石見銀山遺跡とその文化的景観
(写真提供: 島根県教育委員会)



原爆ドーム



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
(撮影: 日暮雄一、提供: 長崎県)



平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 (写真提供: 川嶋印刷株式会社)



厳島神社 (写真提供: 広島県教育委員会)

無形文化遺産

「無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」は、平成15年10月のユネスコ総会において採択され、平成18年4月に発効しました。我が国は、平成16年6月に世界3番目の締約国になりました。平成31年1月現在の締約国は178か国です。

本条約は、締約国に対して、国内の無形文化遺産を特定し、目録を作成するなど、国内において無形文化遺産を保護するための措置を講じること、文化間の対話を促進するなどの目的のため、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」などを作成するなどの国際的な保護措置について定めています。

現在、429件が「代表一覧表」に記載されており、我が国からは21件の無形文化遺産が記載されています（平成31年1月現在）。

平成30年11月、ポルトリス（モリーシャス）で開催された第13回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、我が国提案の「来訪神・仮面・仮装の神々」が、「代表一覧表」に記載されました。これは、平成21年に記載された「甌島のトシドン」に、9件の来訪神行事（いずれも国指定重要無形民俗文化財）を加え、拡張提案したものです。

発効から10年以上が経過した現在、この条約の運用の在り方を見直す議論も進められており、国内で早い時期から無形文化遺産保護に取り組んできた実績を持つ我が国も、こうした議論に貢献しています。

「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産（21件）

名称	記載年
能楽	平成20年記載
人形浄瑠璃文楽	平成20年記載
歌舞伎	平成20年記載
雅楽	平成21年記載
小千谷縮・越後上布	平成21年記載
奥能登のあえのこと（石川県）	平成21年記載
早池峰神楽（岩手県）	平成21年記載
秋保の田植踊（宮城県）	平成21年記載
チャッキラコ（神奈川県）	平成21年記載
大日堂舞楽（秋田県）	平成21年記載
題目立（奈良県）	平成21年記載
アイヌ古式舞踊（北海道）	平成21年記載
組踊	平成22年記載
結城紬	平成22年記載
壬生の花田植（広島県）	平成23年記載
佐陀神能（鳥根県）	平成23年記載
那智の田楽（和歌山県）	平成24年記載
和食：日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
和紙：日本の手漉和紙技術	平成26年記載
山・鉦・屋台行事	平成28年記載
来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年記載

来訪神：仮面・仮装の神々

※国指定重要無形民俗文化財である来訪神行事10件をグループ化



甌島のトシドン
（鹿児島県薩摩川内市）



男鹿のナマハゲ
（秋田県男鹿市）



能登のアマメハギ
（石川県輪島市・能登町）



宮古島のバントウ
（沖縄県宮古島市）



遊佐の小正月行事
（山形県遊佐町）



米川の水かぶり
（宮城県登米市）



見島のカセドリ
（佐賀県佐賀市）



吉浜のスネカ
（岩手県大船渡市）



薩摩硫黄島のメンドン
（鹿児島県三島村）



悪石島のボゼ
（鹿児島県十島村）

国際交流・協力の推進

国際協力

人類共通の財産である文化遺産を守るために、外国や国際機関と協力して、研究交流、保存修復協力、専門家の養成などを実施しています。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立しました。この法律では、我が国の文化遺産国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、関係機関の連携の強化、基本方針の策定等が定められています。これにより、国内の協力体制の構築や関係機関の連携の強化による効果的な文化遺産国際協力の推進が図られています。

文化遺産のための国際協力

紛争や自然災害により被災した文化遺産の緊急支援のための専門家の派遣や、海外の文化遺産保護の拠点となる機関との連携による保存修復事業のほか、アジア太平洋地域の文化遺産保護担当者を対象に研修を実施するなど、文化遺産保護に係る専門家や若手研究者の人材養成を通じた国際協力を推進しています。また、平成18年には、文化遺産国際協力を推進するため、国内の政府機関、研究機関、NGOなどが参加した「文化遺産国際協力コンソーシアム」が発足し、国内各研究機関等のネットワーク構築や情報の収集・提供、調査研究等を実施しています。



ミャンマーにおける考古技術移転に関する拠点交流事業
(写真提供：(独法) 国立文化財機構奈良文化財研究所)



フィジーにおけるワークショップ
(写真提供：(公財) ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所)

国際交流

日本古美術海外展

文化財を通じた国際交流は、互いの文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術海外展を継続的に実施しています。

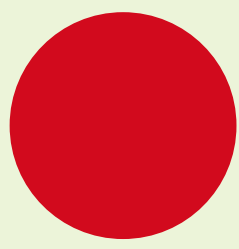
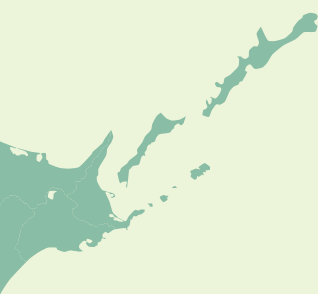
また、平成8年度からは、欧米での開催に加え、戦後50年を機会にアジアにおいてもアジア友好日本古美術展を実施しています。

平成30年度は、イギリス・国立ウェルズ博物館において「今・昔 アートデザイン展」、ロシア・プーシキン美術館において「江戸絵画名品展」、スイス・リートベルク美術館において「長澤蘆雪―18世紀日本のアバンギャルド展」、フランス・パリ日本文化会館において「縄文展―日本の美の誕生」を実施しました。



平成30年度日本古美術海外展「江戸絵画名品展」
(会場：プーシキン美術館)

の土地に物語が生まれる。 へ！ 日本遺産、はじまります。



JAPAN HERITAGE

日本遺産

日本遺産の概要

「日本遺産 (Japan Heritage)」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するものです。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。現在、67件のストーリーを認定しています (平成31年1月現在)。



4 あばれ祭り (能登町)



14 尾道市旧福井邸周辺 (文学記念室)

平成27年度認定の日本遺産 (18件)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源— | 10 丹波篠山 テカンシヨ節—民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶 |
| 2 かかあ天下—ぐんまの絹物語— | 11 日本国創成のとき—飛鳥を翔(かけ)た女性たち— |
| 3 加賀前田家ゆかりの町民文化が咲くまち 高岡—人、技、心— | 12 六根清浄と六感治癒の地—日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉— |
| 4 灯(あか)り舞う半島 能登—熱狂のキリコ祭り— | 13 津和野今昔—百景図を歩く— |
| 5 海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群—御食国若狭と鯖街道— | 14 尾道水道が紡いだ中世からの箱庭の都市 |
| 6 「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町 岐阜 | 15 「四国遍路」—回遊型巡礼路と独自の巡礼文化— |
| 7 祈る皇女斎王のみやこ 斎宮 | 16 古代日本の「西の都」—東アジアとの交流拠点— |
| 8 琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産 | 17 国境の島 舌岐・対馬・五島—古代からの架け橋— |
| 9 日本茶800年の歴史散歩 | 18 相良700年が生んだ保守と進取の文化—日本でもっとも豊かな隠れ里—人吉球磨— |

平成28年度認定の日本遺産 (19件)

- | | |
|--|---|
| 19 政宗が育んだ「伊達」な文化 | 29 飛騨匠の技・ところ—木とともに、今に引き継ぐ1300年— |
| 20 自然と信仰が息づく「生まれかわりの旅」—樹齢300年を越える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山— | 30 「古事記」の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」—古代国家を支えた海人の営み— |
| 21 会津の三十三観音めぐり—巡礼を通して観た往時の会津の文化— | 31 森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ—美林連なる造林発祥の地「吉野」— |
| 22 未来を拓いた「一本の水路」—大久保利通「最後の夢」と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代— | 32 鯨とともに生きる |
| 23 「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」—佐倉・成田・佐原・鎌子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群— | 33 地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市 |
| 24 江戸庶民の信仰と行楽の地—巨大な木太刀を担いで「大山詣り」— | 34 出雲國たたら風土記—鉄づくり千年が生んだ物語— |
| 25 「いざ、鎌倉」—歴史と文化が描くモザイク画のまちへ— | 35 鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴—日本近代化の躍動を体感できるまち— |
| 26 「なんだ、コレは！」信濃川流域の火船型土器と雪国の文化 | 36 「日本最大の海賊」の本拠地：芸予諸島—よみがえる村上海賊「Murakami KAIZOKU」の記憶— |
| 27 「珠玉と歩む物語」小松—時の流れの中で磨き上げた石の文化— | 37 日本磁器のふるさと 肥前—百花繚乱のやきもの散歩— |
| 28 木曾路はすべて山の中—山を守り 山に生きる— | |



21 さざえ堂



36 能島城跡

歴史の声に耳を傾けるとそ 文化財は保存から活用の時代

平成29年度認定の日本遺産(17件)

- | | |
|---|--|
| 38 江差の五月は江戸にもない
—ニシンの繁栄が息づく町— | 47 「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅 |
| 39 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間
～北前船寄港地・船主集落～ | 48 日が沈む聖地出雲～神が創り出した地の夕日を巡る～ |
| 40 サムライゆかりのシルク
日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ | 49 一輪の綿花から始まる倉敷物語
～和と洋が織りなす繊維のまち～ |
| 41 和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田 | 50 きっと恋する六古窯
—日本生まれ日本育ちのやきもの産地— |
| 42 忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて— | 51 森林鉄道から日本一のゆずロードへ
—ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化— |
| 43 300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊 | 52 関門「ノスタルジック」海峡
～時の停車場、近代化の記憶～ |
| 44 1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」
～竹内街道・横大路(大道)～ | 53 米作り、二千年にわたる大地の記憶
～菊池川流域「今昔「水稲」物語」～ |
| 45 播但貴く、銀の馬車道 鉱石の道
～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～ | 54 やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく |
| 46 絶景の宝庫 和歌の浦 | |



47 醤油づくり



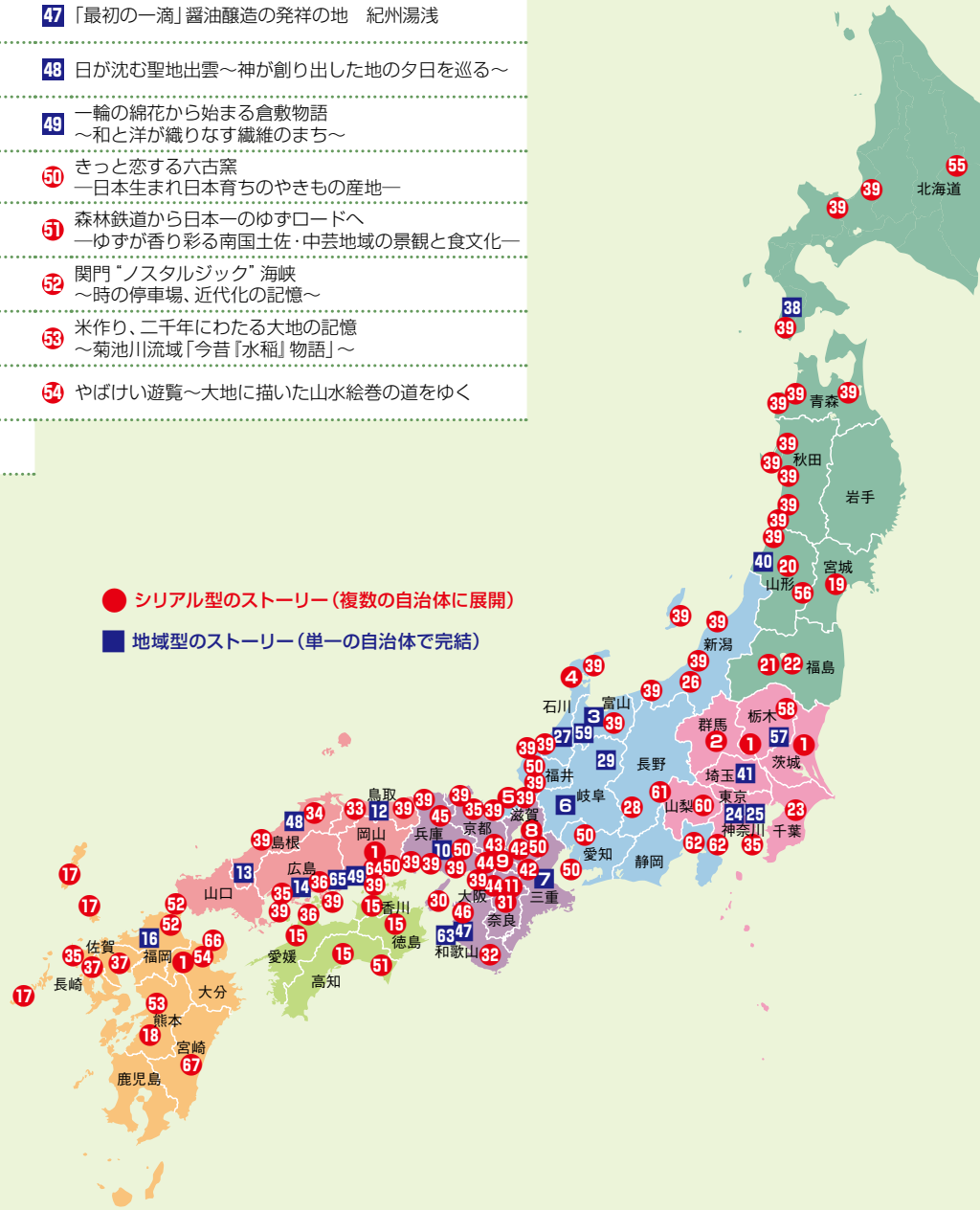
48 経島の夕日



57 地下迷宮の秘密を探る旅



64 「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま



平成30年度認定の日本遺産(13件)

- | | |
|--|---|
| 55 カムイと共に生きる上川アイヌ
～大雪山のふところに伝承される神々の世界～ | 62 旅人たちの足跡残る悠久の石畳道
—箱根八里で迎える遙かな江戸の旅路— |
| 56 山寺が支えた紅花文化 | 63 「百世の安堵」
～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～ |
| 57 地下迷宮の秘密を探る旅
～大谷石文化が息づくまち宇都宮～ | 64 「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま
～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～ |
| 58 明治貴族が描いた未来
～那須野が原開拓浪漫譚～ | 65 瀬戸の夕凧が包む 国内随一の近世港町
～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～ |
| 59 宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波 | 66 鬼が仏になった里「くにさき」 |
| 60 葡萄畑が織りなす風景
—山梨県峡東地域— | 67 古代人のモニュメント
—台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観— |
| 61 星降る中部高地の縄文世界
—数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅— | |



文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は文化財愛護地域活動の趣旨を国民に普及するため、昭和41年5月30日の文化財保護法公布記念日に公募したデザインの中から決定したものです。

文 化 庁
東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111(代表)
URL <http://www.bunka.go.jp>